

(1) 申込事由によるもの

提出書類	住 宅					敷地	付 記	
	(イ)新築	(ロ)増築	(ハ)改築	(ニ)修理	(ホ)購入	(ヘ)購入		
土地登記簿謄本	○	○				○ 売主名義	原本 未登記の場合 は固定資産 評価証明書	農地の場合は「農地転用許可書」又は農業 委員会の「農地転用申請受理証明書」を添付
家屋登記簿謄本		○	○	○		○ 売主名義		
建築確認済証 又は建築工事届(写し)	○	○	○				建築確認申請及び、建築工事届が不要な場合は、建築確認 申請書等についての申立書(様式5)を提出	
配 置 図	○	○					(イ)、(ロ)	同一敷地内の既存建物を含めたもの
平 面 図	○	○	○	○	○		(ロ)、(ハ)	既存住居部分、着工前、着工後、在宅介護 対応部分を明示したもの
工事請負契約書(写し)	※ ○	※ ○	※ ○	※ ○	※		※在宅介護対応住宅の加算がある場合は、在宅介護対応住 宅工事内訳明細(様式6)を添付。店舗等を含む場合も工 事内訳明細を添付。 工事請負契約を行わない場合は、工事費見積書(工事発注 者、請負者、場所、着工日を明記したもの)を提出。	
写 真	○	○ ◎	○ ◎	○ ◎	○	○	申込時、着工時、竣工時とも同一場所であることがわかる よう、隣接建物等を含め2方向以上から撮影したもの。(○ 全景 ◎当該部分)	
借入状況報告書	○	○	○	○	○	○	他の金融機関等から借り入れている場合又は新規借入をする 場合は、借入れ状況、毎月の弁済額及びボーナスの弁済額が確 認できる書類(住宅ローン申込書、融資決定通知書、償還表等) の写しを添付(様式1) 報告書裏面に記載の「記入上の注意」に基づき必ず本人が記入 し、担当者が確認する。	
売買契約書(写し)						○	○	
住宅建築確約書						○	購入後5年以内に家屋を建てる旨の確約書(様式2)	

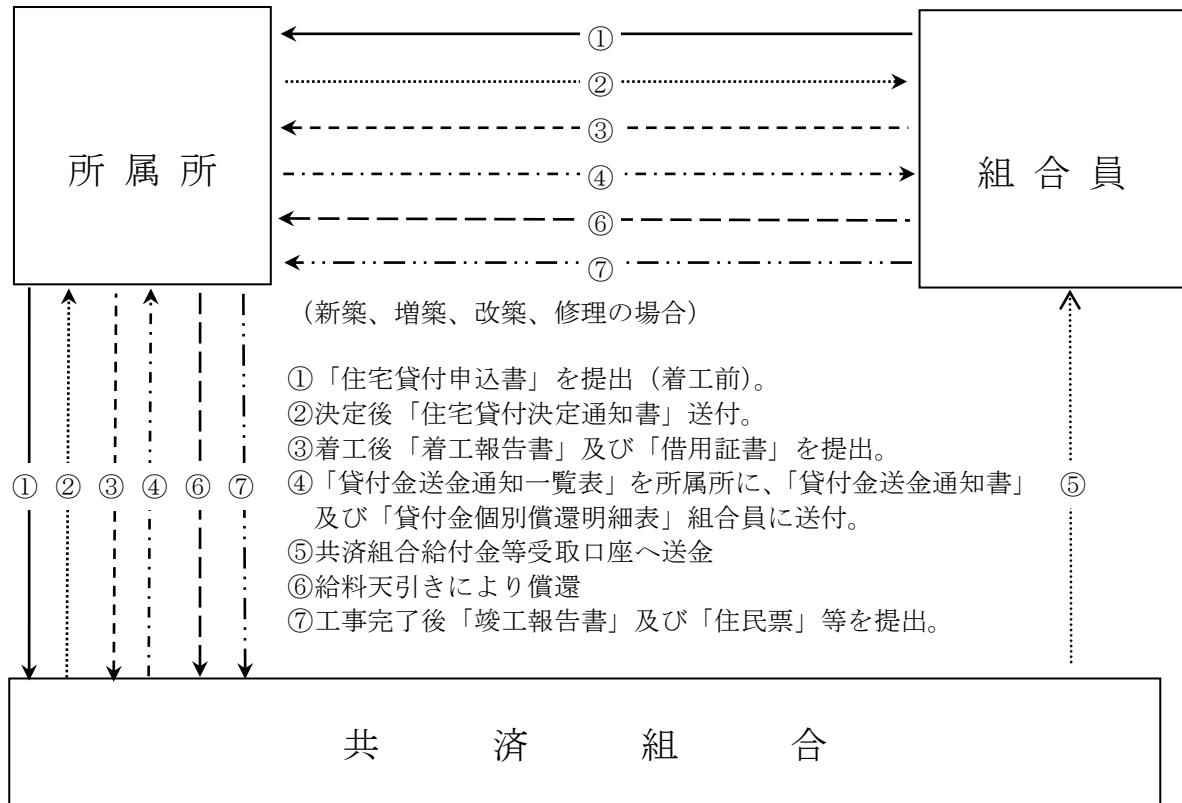
その他必要に応じて上記以外の書類を提出していただくことがあります。

(2) 申込時の状況によるもの

申 込 時 の 状 況	提 出 書 類
借 家	賃貸借契約書（写し）又は入居証明書
借受人が未成年者であるとき	「借入に関する誓約書」（様式 3）
借入額が退職手当の額等を超えるとき（最低保障の場合）	
平成 24 年 4 月以降、三重県市町村職員共済組合以外の市町村職員共済組合、都市職員共済組合及び指定都市職員共済組合から転入した場合	「貸付保険事故の有無に係る申告書」
<ul style="list-style-type: none"> ・借受人以外の者が所有する土地に新築又は増築するとき ・借受人以外の者が所有する住宅を増築、改築又は修理するとき 	「新築・増築・改築・修理に関する同意書」（様式 4） （土地又は住宅の名義人が、借受人と共有者又は同居者の場合は提出不要）
現に住宅を有する者が、他に住宅を新築、購入又は敷地を購入するとき	<ul style="list-style-type: none"> ①他に新築しなければならない事由を具体的に記した理由書 ②現住宅の処分計画書又は売買契約書（写し） ③現住宅の附近見取図、配置図（敷地面積の記載要）、平面図、写真、世帯全員の住民票 ④「居住に関する確約書」（様式 7） ※その他、申込事由により必要な書類

その他必要に応じて上記以外の書類を提出していただくことがあります。

<住宅貸付の流れ>



- (注) 1 住宅貸付の申込みは、新築等は着工前、購入は、購入前となっており、貸付申込書提出から資金の受け取りまで2か月程度かかりますので、建築計画は、共済組合の資金交付日程を考慮し計画をたてること。
- 2 ⑦の事後報告は、建物が完成又は購入後必ず提出すること。
- 3 借受後、申込事由と異なることとなる場合は必ず共済組合まで連絡すること。